## 解 釈 Q & A

	737 477 4 5 77						
受付 番号	受付日	規格名称	ページ 項目・表番号	問い合わせ内容	回答内容		
6	2025/3/4	WES 9801	全般	前者はAPI準拠であり、後者は従前の踏襲である。このような内容は 実績の検証や製作基準との整合によるものだと推察するが、どの様な議 論・検討を経て決まったものか? また同じような観点で議論した管理対象はあるか?	体をパッケージとして反映することを基本方針としました。一部、 API、ASME規格と国内規格の設計基準に違いがあり、その場合は、設計 基準の思想沿った検査方法にする必要があるため、その部分については		
8	2025/3/4	WES 9801	全般	【WES 9801全体をパッケージで適用することについて】 WES 9801には、既に告示等で認められているKHKSも引用して、保安検査項目の全体をカバーしているところを見ると、設備技術規格評価委員会が承認した規格をそのまま採用することが、民間規格評価機関が認めた範囲であり、検査方法の部分的な適用や部分的に条件を変えるといったことはこの委員会の評価としては認めていないということになると考えていますが、その認識で間違いないでしょうか? つまり、利用者がWES 9801全体をパッケージで適用することを前提として評価したということでよいでしょうか?	貴理解の通りです。		

受付 番号	受付日	規格名称	ページ 項目・表番号	問い合わせ内容	回答内容
10	2025/3/4	WES 9801	2 引用規格 附属書 A (規 定) 保安検査の方法	の維持管理」を行っていくとともに、定期的に行われる保安検査ではWES9801を「適否の判断のチェックリスト」、すなわち「コンビ則の技術上の基準への適合状況を確認するための検査項目と検査方法のリスト」として利用する、という役割分担だとの説明をお聞きしました。また、こうした役割分担の中で、API510:2022・API570:2016と、WES9801・WES9802の関係については、WES9802は、日常的な「て、API510:2022・API570:2016の全体が引用されているとお聞きしました。他方で、このうち、保安検査における「適否の判断のチェックリスト」に関係するものは限られているので、WES9801の附属書A(保安検査の方法)では、API510:2022・API570:2016の中で関係する部分が具体的に引用されているとお聞きしました(例えば、A.4.3.1において「損傷要因の種類及び発生条件などはAPI RP 571:2020による」と引用。こうしたことから、認定事業者が、自ら行う保安検査として民間規格評価機関制度に基づく「保安検査の方法」を採用する際には、「コンとの種類及び発生条件などはAPI RP 571:2020による」と引用の技術上の基準への適合状況を確認するための検査項目と検査方法のリスト」と位置付けられているWES9801附属書A(WES9802、API510:2022、API570:2016等で、WES9801附属書Aで引用されていないWES9802、API510:2022、API570:2016等は「保安検査の方法」ではない、という理解で良いでしょうか。すなわち、WES9801附属書Aで引用されている部分を含む。)が、「保安検査の方法」ではない、という理解で良いでしょうか。	貴理解の通りです。 WES9801と各規格との関係は、規格引用の基本的な考え方に従っています。
9	2025/3/4	WES 9801		委員会での質疑では、WES9801の8ページに「この規格を使用する者は、業界団体などが主催するWES9802に基づいた圧力設備の維持管理に関する事例の共有、教育活動、及び技術改善活動に参加し、これら規格の理解を深めなければならない」とあるのは、努力義務であり、マスト要件ではないとの説明がありましたが、今後、誤解が生じないよう、その旨	度及び認定事業者制度の趣旨に沿って保安レベルを持続的に向上させる
1	2025/3/4	WES 9801	している製造設 備の保安検査の 方法	うことになると思われる。(この認識は妥当か?) 例えば、開放せずに、フランジのボルト増し締めで措置できた場合に は、その後(上記の保安検査後)、装置運転再開タイミングで、供用中 の流体での検査も可能と想定しているか?	・フランジ漏れの場合は、フランジ漏れを解消した上で再度5.5項の方法で保安検査を実施します。 ・耐圧部材からの漏洩の場合は、許認可手続きを実施し、補修後再度5.5項の方法で保安検査を実施します。

受付 番号	受付日	規格名称	ページ 項目・表番号	問い合わせ内容	回答内容
2	2025/3/4		5.5 使用を中止 している製造設 備の保安検査の 方法	おいて内部流体の漏えいを確認した場合、漏えいの要因を調査し、例えば、気密性能が低下していたならば、何らかの是正を行ったうえで是正が妥当であると確認するために検査を行うことになると思われる。この場合、例えば、開放せずに、フランジのボルト増し締めで措置できた場合は、内部流体を置換せずに、漏洩部に対してガス検知器を用いた検査を行うことを可能と想定しているか?また、その後(上記の保安検査後)、装置運転再開タイミングで、保安検査を行う際には、A. 4. 4. 4の方法により、供用中の流体での検査を可能と想定しているか?(「設備の使用を再開する際に該当する検査項目の検査を実施する」の意を確認したい)	
12	2025/3/4		A. 4. 3. 3. 1 内部の目視検査b)	命が残り少なくなってきている状態においては、モニタリング等で安全を担保する対応も必要と考えておりましたところ、民間規格評価機関の設備技術規格評価委員会での質疑でも「事業者においてモニタリング等を検討される」旨の説明をいただきました。そうであれば、「余寿命が残り少なくなってきている状態においては、モニタリング等で安全を担保すること」を規格の中で明記するか、解釈として評価書の中に明記する必要があると考えます。	作動状況について点検」することが技術基準として定められていますので、余寿命が残り少なくなってきている状態においては、 (本規格の適用の有無に関わらず、) モニタリングの活用を含め、重点的に点検されるものと考えています。
11	2025/3/4			A.4.3.3.2 内部の非破壊検査 a)の減肉以外の損傷に対する非破壊検査については、1)及び2)の短い方で、検査を行うとありますが、1)では、「対象の劣化損傷と使用環境からAPI RP 571:2020 などを参考に設定した期間」と規定されています。このAPI RP 571:2020には、劣化損傷の発生条件等は規定されていますが、期間を具体的に定める方法までは規定されていないため、API RP 571:2020だけでは、期間を定めることはできないと思います。この場合、規格の利用者はどのように期間を設定することになるので	本項目の適用においては、A.4.3.3.2 a) 2)を基本にしつつ、対象の劣化損傷状況や使用環境に応じ、1)に記載したAPI RP 571:2020 などの幅広い知見や最新技術の進歩などを踏まえ、この規格を活用する特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者が安全を大前提とした適切な検査周期を定めることになります。なお、開放検査周期については、開放検査体制に関する認定要件において「開放検査の周期又は時期の設定方法に関する事項を定めていること」が求められています。この認定要件に基づき、事業者が定めた開放検査の周期又は時期の設定方法の詳細が説明文書にて明確化されることになります。

受付 番号	受付日	規格名称	ページ 項目・表番号	問い合わせ内容	回答内容
13	2025/3/4		A. 4. 3. 6. 1 溶接 補修を行った 場合の 高用等に ついい て	【溶接補修について】 「表A 3のa)耐圧部材を貫通していない溶接又はろう付」が、耐圧試験が免除される溶接補修の程度として規定されていますが、耐圧部制れを貫通していないものの、貫通直前まで減肉等が進行したケースや、こつのの、貫通直前まで切削しなくてはならかったケースにつるのでも、貫通していないことをもって、溶接補修の程度として許容を入ぼさない軽となりがであるとは、圧力境界に影響を及ぼさない軽微な補修の対象となり見が正式が、表別によりがであると記識していまで、単位のでで、単いないでも、は、正のであるとに対けるべきをしていますることがであるとに対けるべきを機なが必要ではないでしまうか。 また、貫通直前まで減肉等が進行したケースや、についても、対象ではないを前提として明記することが必要ではないでしまうか。 また、貫通直前まで減肉等が進行したケースや、高の補にをで解釈として明記することがが必要ではないでしまうか。 また、貫通直が削しなくを前提を回じまするのに修ないでも、規格に規定でなく、肉盛補定する又は評価書で解釈として明記することがが追として明記することがでもないでしまうか。 ないでしまうか。 ないでしまうがではないでしまうができる、「ASME PCC-2:2018 Article 502.2 に規定する範囲で」とあるのは、ASME PCC-2:2018 Article 502.2 に規定する範囲で」とあるのは、ASME PCC-2:2018 Article 502.2 に規定する範囲で」とあるのは、ASME PCC-2:2018 Article 502.2 に規定する範囲で」とあるのは、ASME PCC-2:2018 Article 502.2 に規定する範囲で、上力試験が任意となる場合がある」の趣旨も含んでいるという解釈で良いでしょうか。	接補修がなされているのであれば、肉盛溶接部の厚さは、強度計算上必要となる厚さに算入することとして取り扱って差し支えないことが広く認識されています。したがって残存母材部とともに強度部材とみなしているので問題ありません。 なお、「耐圧部材を貫通」の考え方に関しては、 ① 熱の集中による変形や溶け落ちにより、物理的な穴が生じた状態と、 ② 物理的な穴は生じずとも、熱の集中により母材の一部が溶融して表面まで溶融部となった状態が考えられますが、JIS Z3001-1において、「溶接金属(溶融部+溶着金属)」と説明分類されており、「11205 溶融部」も「11203 溶接金属」の一部となりますので、上記①②ともに「耐圧部材を貫通」となり、耐圧試験の免除には該当しないとなります。 また、当て板補修については表A. 3に記載していないことから、耐圧試験の免除には該当しないとなります。 「ASME PCC-2:2018 Article 502.2 に規定する範囲で」の件については貴理解の通りASME PCC-2 Article 502.2 の趣旨を踏まえています。この規定は海外実績と上述の昨今の溶接技術の成熟を踏まえたものになっ
3	2025/3/4		A. 4. 3. 7. 1既存の 高圧ガス設備	現在の腐食の状態を最もよく示した方を減肉速度として採用。 Q:最もよく示した方・・・どのようにして判断するのか難しい印象です。AP1570同様に"腐食専門家と意見"といった文言の追記は如何でしょうか?	A認定事業所は、設備管理部門が実施した検査結果を供用適性評価組織 (FFS組織) が評価します。FFS組織は各職種ごとに知識および経験を有する者から選任されており、減肉速度については腐食に関する十分な知識および経験を有した静機器セクションの評価者および承認者が評価・承認するため、「最もよく示した方」の記載でも適切に評価できます。
4	2025/3/4		又は運転環境変	a)からc)で減肉速度の算定が不可の場合に、高圧ガス設備は供用開始後6カ月以内、配管は3カ月以内に肉厚測定とあるが、ある一定以上の供用期間後に測定する必要性はないか?本規格を用いる事業所であれば、妥当な判断をする能力があるであろうが、極端な場合、例えば、供用開始後、3日目で測定した肉厚測定データでの算出することは可能か?(参照した海外規格では、上記のような供用開始後の測定開始における知見はあるか?)	

受付 番号	受付日	規格名称	ページ 項目・表番号	問い合わせ内容	回答内容
5	2025/3/4	WES 9801	A. 4. 3. 7. 3 新設 又は運転環境変	同一の高圧ガス施設において、ある設備はa)、別の設備はc)といった方法の採用は可能と読める。本規格を用いる事業所であれば、設備ごとに妥当な方法を採用するものと思われるが、参照した海外規格においては、事業者側が任意に設定できるのか? 又は、設備に応じて採用できる方法の制約や条件が設定されているのか?	一般的に優先度はa)→b)→c)の順※になると思いますが、設備ごとに適切な方法で選定します。また、選定した減肉速度はFFS組織により評
7	2025/3/4	WES 9802		[コメント2] この附属書CおよびDの該当箇所には共に「規定」とあり、ASME等のNormativeと同様「順守する必要がある」内容であること	「附属書〇(規定)による。」と記載しても問題はないようですが、WES規格では基本的に以下表現を使用しており、「〜よる」の場合は規定であることを意味しております。 規定の附属書を引用する場合は、「附属書○による。」 参考の附属書を参照する場合は、「附属書○参照。」